

# 山形県郷土館「文翔館」喫茶室出店仕様書

この仕様書は、「山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者公募要領」と一体をなすものであり、出店事業者が山形県郷土館「文翔館」喫茶室の管理運営を行うに当たり、山形県が出店事業者に要求する業務の内容及び水準等を示すものである。

## 1 基本方針

歴史ある文化財として、県民に深く親しまれてきた山形県郷土館「文翔館」の施設の特性を理解した上で、その場にふさわしいサービス及び本県の魅力の発信を行うこと。

なお、事業を行うに当たり、文翔館は大変価値の高い歴史的建築物として国の重要文化財に指定されていること、また、文翔館には年間を通じて多数の人々が訪れることなどを踏まえ、施設を毀損することなく、常に良好な状態に保つよう細心の注意を払って適切に管理すること。

## 2 出店事業者の業務

下記の場所及び出店期間において、来館者に対し、飲食物及びサービスの提供や本県の魅力の発信を行うこと。

### (1) 出店場所の概要

- ① 名 称 山形県郷土館「文翔館」
- ② 所在地 山形市旅籠町3-4-51
- ③ 築年月 平成7年9月（建物は大正5年建築）
- ④ 出店場所 山形県郷土館「文翔館」2階
- ⑤ 占有面積 喫茶室室内（別紙図面のとおり）最大71.4㎡の範囲内で企画提案した面積を占有できる。
- ⑥ 開館時間 午前9時から午後4時30分まで  
（8月4日から8月15日までの日は開館時間を延長する場合あり）
- ⑦ 休館日 第1、3月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日）、12月29日から翌年の1月3日までの日、燻蒸作業の日
- ⑧ 留意事項 内装等について、建物の原状は変更できない。

### (2) 出店期間

出店事業者決定後、県と協議して決定することとする。

なお、出店事業者が使用を許可された期間後も出店を希望する場合は、使用許可期間満了日の6か月前までに県に協議すること。

### (3) 営業日

文翔館の開館日の範囲内で、予め県と協議の上、出店事業者が定めることとする。ただし、年間の営業日を210日以上、月間の営業日を15日以上とするほか、以下の①～②は、営業すること。

- ①12月29日から翌年の1月3日までの日以外の土曜日、日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日

なお、やむを得ない事情により、営業日を変更する必要があるときは、当該変更が生じる月の前月末日までに、文翔館施設管理者に届け出ること。

#### (4) 営業時間

喫茶室の営業時間は、文翔館の開館時間の範囲内（午前9時から午後4時30分まで）で、営業日1日当たり4時間以上営業すること。

### 3 出店に係る行政財産使用許可等

- (1) 公募要領、企画提案書及び審査結果に基づき、行政財産使用手続を行うこと。  
メニューや価格等を変更する場合は、県に協議すること。
- (2) 出店事業者は、年度ごとに、出店場所に係る行政財産使用許可申請を行い、行政財産使用許可を受けること。
- (3) 県は、次の各号のいずれかに該当したときは、行政財産使用許可を取消し、又は変更することができる。
  - ① 出店事業者が県の許可の条件に違反したとき。
  - ② 出店事業者が「山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者公募要領」3（1）の「応募資格」を失ったとき。
  - ③ 県において公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。

### 4 行政財産の使用条件

- (1) 出店事業者は、善良な管理者の注意をもって、使用許可を受けた行政財産の管理にあたること。
- (2) 出店事業者は、許可を受けた行政財産の使用目的又は原状を変更しないこと。
- (3) 出店事業者は、故意若しくは過失により許可を受けた行政財産を荒廃させ、又は毀損したとき、その他許可条件に違反したときは、県に報告の上、原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。
- (4) 使用期間中、公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことがある。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。
- (5) 使用期間中、自然災害や経年劣化、法令改正等により山形県郷土館「文翔館」及び議事堂の修繕工事の必要が生じたとき、出店事業者は修繕工事に協力すること。この場合において、出店への制限などによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。
- (6) 出店事業者は、許可期間が満了したときは許可期間満了日まで、又は許可を取り消されたときは県の指定する期日まで、自己の負担により行政財産を許可前の原状に回復して返還すること。ただし、県が承認した場合はこの限りではない。  
出店事業者が原状回復の義務を履行しないときには、県は、出店事業者の負担においてこれを行うことができる。
- (7) 出店事業者が、使用許可を受けた行政財産を返還するときは、当該財産について出店事業者が支出した有益費又は必要費その他の費用を県に対して請求しないこと。
- (8) 出店事業者は、喫茶室の運営に当たり、出店事業者の責めに帰すべき事由により県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

出店事業者は、県又は第三者に損害を与えた際に生じた賠償責任を補償する賠償責任保険（人身・財物事故に対応できる補償内容）に加入するものとし、行政財産の使用申請時に、保険証の写しを県に提出すること。

また、保険を更新した場合も、速やかに保険証の写しを提出すること。

- (9) 出店事業者は、喫茶室における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、全て出店事業者の負担と責任において対処すること。
- (10) 県が設置している設備・備品等以外に必要なものがある場合は、出店事業者の負担で用意するものとし、事前に県の確認を受けること。
- (11) 県で設置した設備・備品等が故障又は劣化等により使用不能になった場合は、原則、県の負担で撤去するものとする。代替品等を改めて設置する必要がある場合は、県と出店事業者で協議することとする。
- (12) ガス及び裸火等の火気は一切使用してはならない。
- (13) 出店事業者が文翔館に入館できる時間は、原則午前8時30分からとする。また、午後5時までに退館するものとする。これを超えて文翔館内で準備等を行う場合は、文翔館施設管理者に協議すること。
- (14) 喫茶室、談話室及び会議室以外の館内は飲食禁止とする。出店事業者は、喫茶室内で飲食を済ませるよう案内するほか、テイクアウトメニューがある場合は、館内での食べ歩き・飲み歩きをしないよう注意喚起をすること。ただし、会議室へのケータリングサービスをする場合は、会議室内で飲食を済ませるよう案内すること。
- (15) 館内にはゴミ箱を設置しないので、出店事業者の負担により、テイクアウトドリンクの飲み残しと容器を捨てるためのゴミ箱等を飲食スペースに設置する等、ゴミを敷地内に散乱させないよう努めること。
- (16) 出店事業者は、使用許可を受けた行政財産の全部又は一部を転貸してはならない。
- (17) 出店事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県に協議し承認された場合はこの限りではない。
- (18) 出店事業者は、喫茶室運営業務を終了しようとする場合は、当該終了予定日の6か月前までに県に対し文書によりその旨を通告すること。

## 5 喫茶室運営に係る経費

- (1) 喫茶室の運営に係る一切の経費は、出店事業者の負担とする。
- (2) 「土地建物使用料」は、「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」及び提案された占有面積に基づき算定する。なお、行政財産使用許可毎に県の発する納入通知書により、指定期日までに納入すること。  
(参考：令和5年度の場合、1㎡当たりの使用料は、416.89（円／月）)
- (3) 「保険料」については毎年、県の発する納入通知書により、指定期日までに納入すること。
- (4) 「建物使用に係る光熱水費」については実費相当額を毎月県の発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

## 6 設備・備品等について

備え付けの設備・備品等については、備品等一覧表及び設備等条件一覧表のとおり

- (1) 出店事業者が実施する清掃点検等  
床面や机等の日常清掃については、文翔館施設管理者が行い、費用負担は求め

ない。出店事業者は、飲食スペースやキッチンスペースにおいて食べこぼし等の汚れを発見した場合、速やかに拭き取るなど環境整備に努め、生ごみ・塵芥処理、厨房・パントリー・ダクト・排水管等の清掃・点検等については、出店事業者の負担と責任で必要に応じて実施すること。

※大規模な清掃・点検等を実施する際は、県と実施時期等について協議すること。

(2) 県が実施する法定点検等

県は次の点検等を実施する。実施の際は、出店事業者は協力すること。

施設等の管理項目		頻 度 (予定)
1	飲食スペースの床清掃	毎日
	飲食スペースの窓清掃	年3回
2	グリストラップ	年2回
3	害虫防除(防虫・防鼠対策)生存確認調査	年6回
4	消防用設備点検	年2回
5	電気設備点検	年6回
	法定点検(停電)	3年に1回
6	飲料水水質検査	年2回
7	建築物法定点検(建築・電気・機械)	年1回
8	消防訓練(避難誘導訓練等)	年1回
9	消防本部による文化財等の立入検査	年1回
10	害虫防除(防虫・防鼠対策)防除	年2回
11	室内環境測定	年6回
12	受水槽清掃	年1回
13	冷房・暖房切り替え時の保守点検	年2回

(3) 工事に伴う停電、断水等について

原則として、工事に伴う停電及び断水は事前周知の上、閉館日に実施する。

(4) 実地調査について

県は、使用許可物件について随時実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関して指示することがある。

(5) 搬入・搬出等

出店事業者は、文翔館施設管理者等が定める規定を遵守し、荷物の搬入・搬出・運搬等を行うこと。

**7 法令厳守等**

(1) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令で定める諸官庁への申請・届出等については、全て出店事業者の責任と負担で実施すること。

(2) 喫茶室の運営に当たり、配置が必要な資格者(食品衛生責任者等)は、全て出店事業者の責任と負担で対応すること。

(3) その他法令を厳守し、適切に運営すること。

**8 危機管理への対応**

(1) 通報

出店事業者は、喫茶室において自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、

非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、県及び文翔館施設管理者に通報すること。

(2) 連絡体制

出店事業者は、通常時及び緊急時の連絡体制並びに連絡先を文翔館施設管理者及び県に報告すること。

(3) 情報の適正な管理

出店事業者は、本業務を通じて知り得た情報を喫茶室業務以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。出店期間終了後もまた同様とする。

## 9 その他

- (1) 使用許可条件については、公募要領や仕様書に定めるほか、県の関係条例や規則等に定めるところによる。
- (2) 県は本業務を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、出店事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求する。出店事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、県の指示に従い、必要な措置を講じること。
- (3) 出店事業者は、SNS等を活用して、喫茶室及び文翔館の利用につながる効果的な情報発信を行うこと。
- (4) 従業員用の駐車場及び駐車位置は別途通知する。
- (5) 文翔館敷地内は全て禁煙とする。
- (6) この仕様書に定めるほか、事業の実施に関し疑義が生じたとき、又は行政財産の使用について疑義が生じたときは、県と出店事業者が協議の上、解決することとする。

### 備品等一覧表

No.	品名	台数
1	棚（レジスター置き）	1
2	キッチン一式（シンク等）【設備】	1
3	I Hクッキングヒーター	1
4	電子レンジ（シンク下）	1
5	食洗機	1
6	製氷機	1
7	冷凍冷蔵庫	1
8	冷蔵庫（シンク下）	1
9	イーゼル（喫茶室パネル展示用）	1
10	テーブル	6
11	椅子	24

## 設備等条件一覧表

項目	内容
電灯設備	9箇所（1箇所あたり100W）
コンセント	コンセント10箇所 ※うち1つは三つ穴プラグ用
空調換気設備	ファンコイル冷暖房、換気扇有り
衛生設備 （給水）	蛇口3箇所、手洗い用1箇所
衛生設備 （給湯）	有
消防設備	屋内消火栓、室内消火器2台

## 10 参考データ

### (1) 年間来館者数の推移（令和元～4年度）

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
開館日 （日）	来館者数 （人）	開館日 （日）	来館者数 （人）	開館日 （日）	来館者数 （人）	開館日 （日）	来館者数 （人）
331	158,660	294	53,362	334	82,957	336	117,311

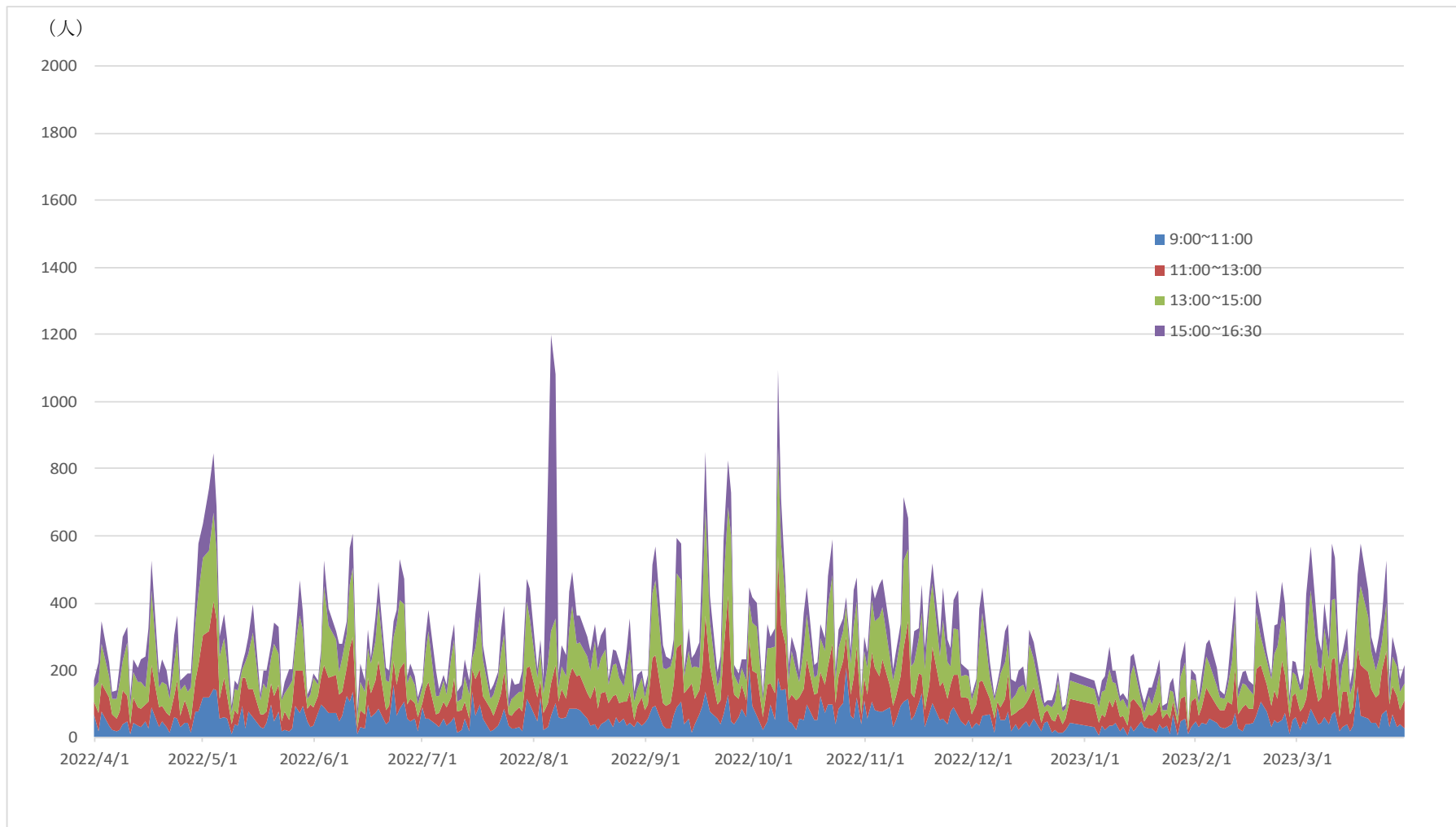
### (2) 令和4年度来館者数

月	開館日 （日）	来館者数 （人）	1日当たり来館者数 （人/日）
令和4年4月	28	7,573	270
5月	29	9,990	344
6月	28	9,623	343
7月	29	8,557	295
8月	29	10,761	371
9月	28	15,298	527
10月	29	12,633	435
11月	28	12,053	430
12月	26	7,433	285
令和5年1月	27	5,337	197
2月	26	7,358	283
3月	29	10,695	368
合計	336	117,311	349

### (3) 2時間ごと来館者数の推移（令和5年3月末現在）

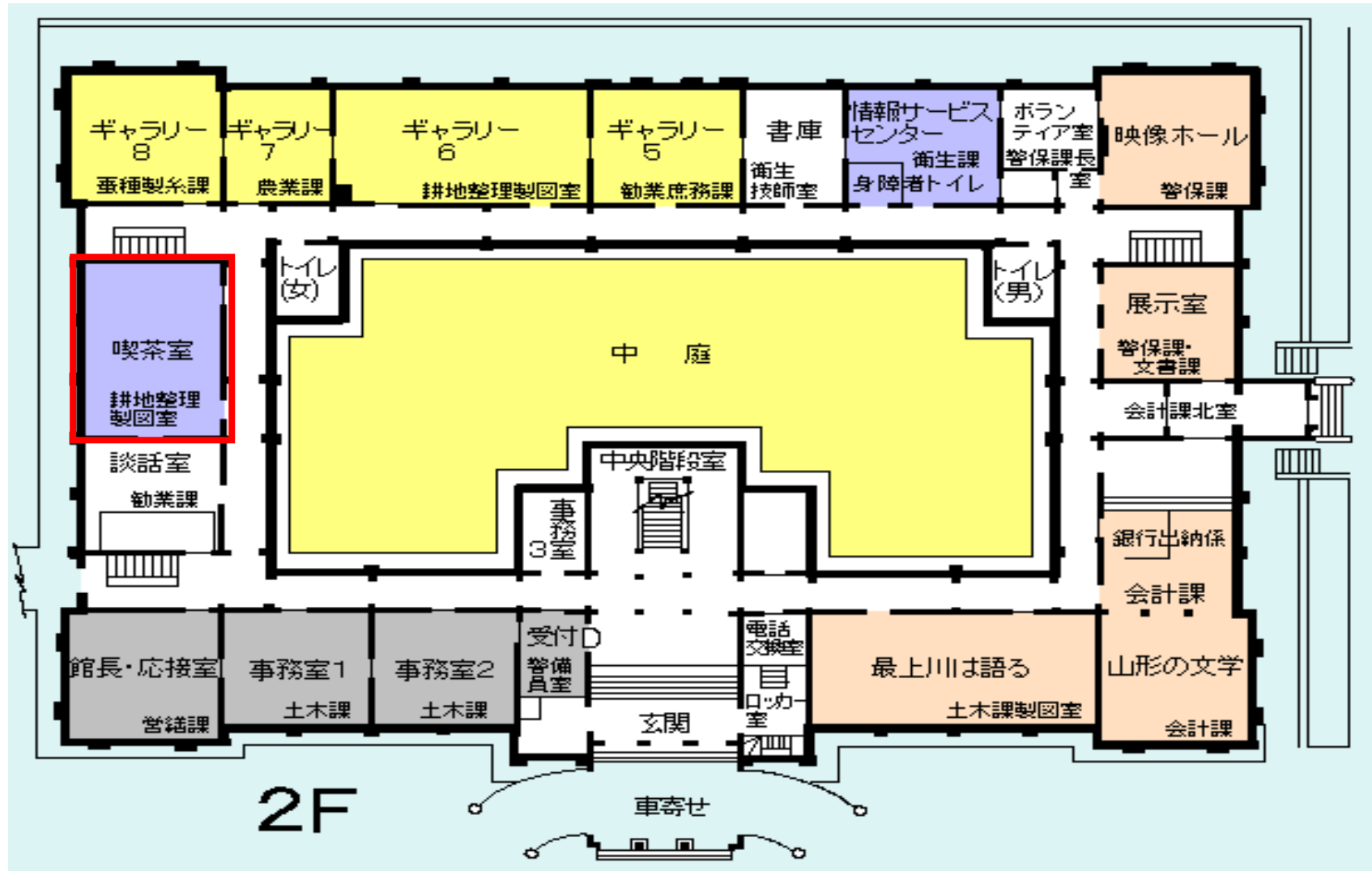
別紙のとおり

### 山形県郷土館「文翔館」 2時間ごとの来館者数（令和4年度）

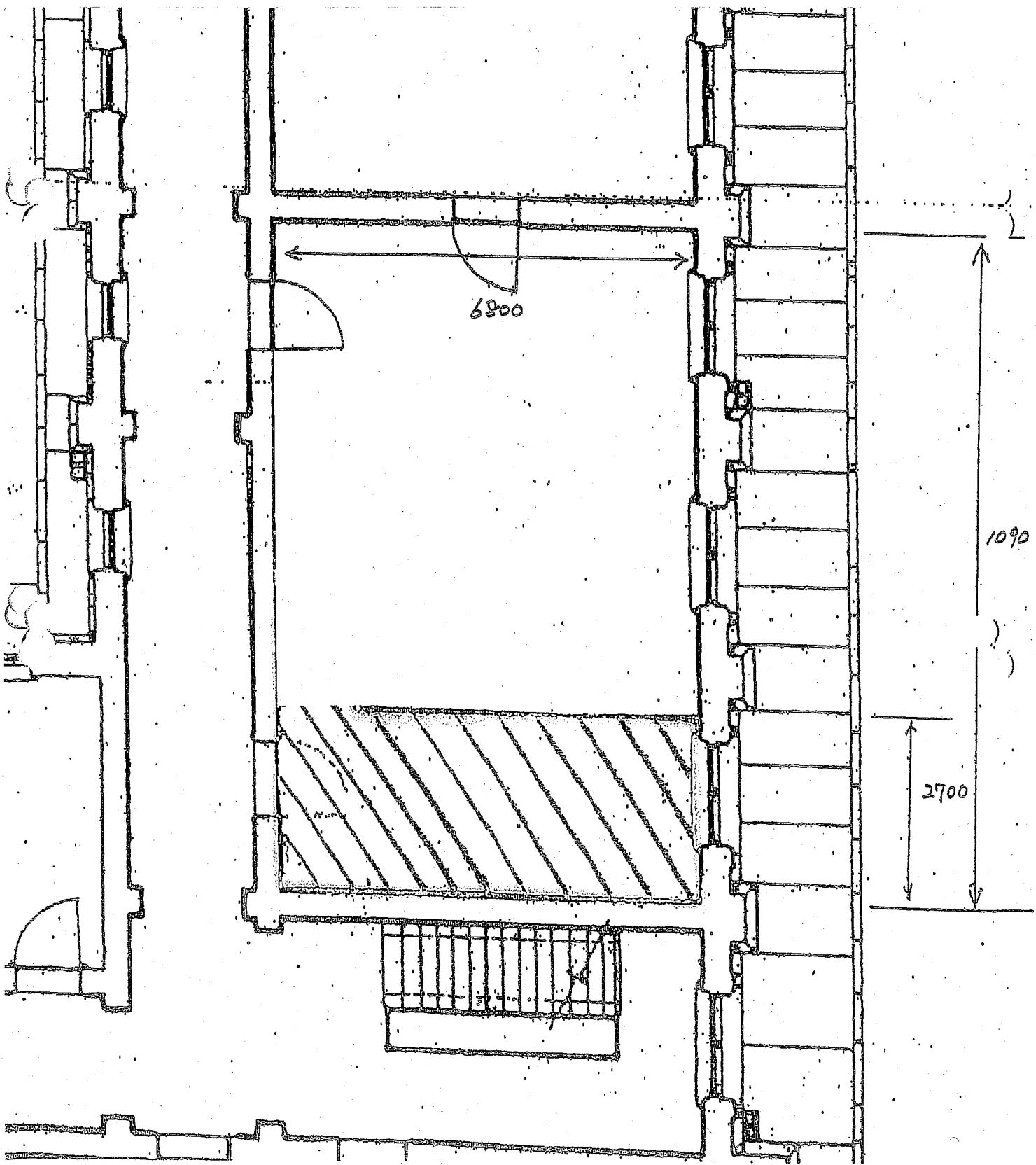


※ 閉館日を除く。

山形県郷土館 平面図







## 文翔館喫茶室厨房の状況



全体



全体



キッチンシンク



棚（手前）



IHクッキングヒーター



電子レンジ（シンク下）



食洗機



製氷機



冷蔵庫（シンク下）



冷凍冷蔵庫



テーブル、椅子